

○加須市看護師等育成確保支援事業補助金交付要綱

平成28年6月1日

告示第193号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療を担う看護師等を確保し、本市における医療体制の充実を図るため、奨学金の貸与を受けて看護師等の養成施設に就学した者であって、市内の医療機関等に一定期間看護師等として従事したものに対し、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 看護師等 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に規定する看護師及び同法第6条に規定する准看護師をいう。

(2) 奨学金 埼玉県看護師等育英奨学金貸与条例（平成10年埼玉県条例第16号）に規定する奨学金をいう。

(3) 養成施設 保健師助産師看護師法に基づき文部科学大臣が指定した大学及び学校並びに都道府県知事が指定した看護師養成所及び准看護師養成所をいう。

(4) 市内の医療機関等 市内に存する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びに市長が別に定める市外に存する公的病院（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する医療機関をいう。）をいう。

(対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）

は、養成施設を卒業した日の翌日から2箇月以内に市内の医療機関等において看護師等の業務に従事した者であって、当該養成施設の正規の就学期間を超える期間にわたり引き続いて従事している者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、対象者が埼玉県に返還した奨学金の額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の2分の1以内の額とし、予算の範囲内において、市長が定める額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、看護師等育成確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象者が養成施設を卒業したことを証する書類
- (2) 対象者が埼玉県に返還した奨学金の額を証する書類
- (3) 対象者が市内の医療機関等において養成施設の正規の就学期間を超えて引き続き看護師等として従事していることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

3 対象者は、この要綱に基づく補助を受けた後、新たに埼玉県に奨学金を返還した場合は、再度第1項の規定による申請をすることができる。この場合にあつては、同項第1号の書類の添付を省略することができるものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものであると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を、看護師等育成確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、看護師等育成確保支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書に基づき、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、対象者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し、看護師等育成確保支援事業補助金返還命令書（様式第4号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、この告示の施行の際現に養成施設に在学している者であって、奨学金の貸与を受けている者又はこの告示の施行の日以後に奨学金の貸与を受ける者について適用する。

様式第1号（第6条関係）

看護師等育成確保支援事業補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

住 所

氏 名

印

年度加須市看護師等育成確保支援事業補助金の交付を受けたいので、
加須市看護師等育成確保支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類
を添えて申請します。

様式第2号（第8条関係）

看護師等育成確保支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

住 所

氏 名

様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定しましたので、加須市看護師等育成確保支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

交 付 金 額	円
交 付 条 件	

様式第3号（第9条関係）

看護師等育成確保支援事業補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

請求者

住 所

氏 名

印

加須市看護師等育成確保支援事業補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり請求します。

請 求 金 額 金 円

金融機関名

口座番号 普通・当座 No.

口座名義

様式第4号（第11条関係）

看護師等育成確保支援事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

加須市長



加須市看護師等育成確保支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり返還を命じます。

返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

補 助 年 度	年度
事 業 の 名 称	
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	円
補助金の既交付額	円